

# 仕 様 書

## 1. 概 要

- (1) 件名 奈良県内の土木事務所等で使用する電気
- (2) 対象施設 県内の土木事務所等 29 施設  
(仕様書「別紙 1」のとおり)
- (3) 需要場所 仕様書「別紙 1」のとおり

## 2. 仕 様

### (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式等

- ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 標準電圧 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 60 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備 無し

### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

#### ア 契約電力

施設ごとの契約電力は、仕様書「別紙 2」のとおり（使用月の最大需用電力と前 11 月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。）

#### イ 予定使用電力量 3,316,000 キロワット時

施設ごとの予定使用電力量は仕様書「別紙 1」のとおり

(令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日までの使用量見込み)

※実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は、下回ることができるものとする。

#### ウ 奈良県土木事務所等電力使用計画（令和 5 年 1 月から令和 5 年 1 2 月まで）及び電力使用実績（令和 3 年 6 月から令和 4 年 5 月まで）は、仕様書「別紙 2」のとおり

### (3) 契約種別

単価契約（基本料金単価、電力量料金単価等による）

### (4) 契約期間

令和 5 年 1 月 1 日 0 時から令和 5 年 1 2 月 3 1 日 2 4 時まで

(5) 契約金額

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。また、次に掲げる各金額には消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。

ア 基本料金

基本料金単価 円/kw

イ 電力量料金

電力量料金単価 円/kwh

(6) 需給地点

仕様書「別紙3」のとおり

(7) 電気工作物の財産分界点

(6)に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

(6)に同じ。

(9) 計量及び検査

受注者は、発注者が使用した電力量を、毎月1日の0時から当該月最終日の24時までの期間（以下、「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について発注者が別に指定する発注者の職員による検査を受けるものとする。

(10) 電気料金の請求

電気料金の請求は、計量期間の翌月に、供給場所及び月毎に請求すること。

ただし、奈良県ヘリポート管理事務所については、使用者毎に取り付けた低圧用参考計測器の検針値から求めた比率により、使用者毎に分割し、支払う（低圧用参考計測器の検針及び金額の決定は、同事務所が行う）ことから、同事務所に事前に請求内容の確認を行ったうえで、使用者毎の請求書を作成すること。

なお、口座振り込みによる支払の場合、請求書には、振り込みに必要な口座情報（口座名のふりがな含む）を必ず記載すること。

(11) 力率割引及び割り増し

受注者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び力率割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、受注者が定める約款の規定によるものとする。また、入札価格算定にあたっての力率は、100%とする。

(12) 燃料費調整額及び賦課金等

発電に要する燃料価格が変動した場合は、受注者は電力量料金の調整を行うこ

とができる。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、受注者が定める約款の規定によるものとする。

入札価格算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

#### (13) 精算金

契約期間内に受電設備を増加した日以降1年を満たすことなく電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、受注者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、受注者が定める約款の規定によるものとする。

#### (14) その他

仕様書に記載のなき事項については、当該地域を所轄する一般電気事業者が定める特定規模需要供給条件を参考に、原則として受注者が定める約款によるものとし、その取扱いは双方協議の上で決定するものとする。